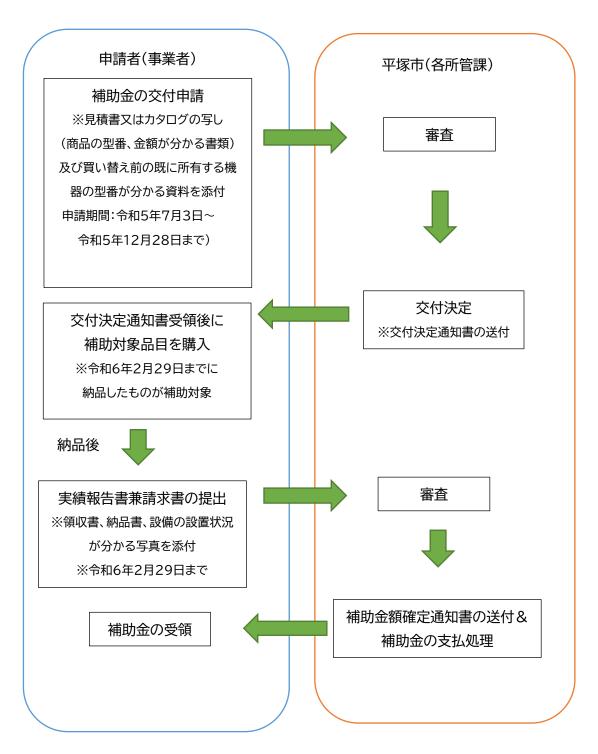
## 平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助事業に関するQ&A

- Q1 補助金申請の流れについて教えてください。
- A1 次のとおりです。



- Q2 複数の事業所がある法人の場合、どのように申請手続きをすれば良いのでしょうか?
- A2 法人単位で申請をすることができます。ただし、補助対象事業所の所管が複数課にまたがる場合は、所管課ごとに分けて交付申請をする必要があります。
  - (例1)「訪問介護事業」及び「介護老人福祉施設」の事業所がある法人の場合
    - → 両方とも介護保険課の所管となるため、1つの申請書にて手続きする ことができます。
  - (例2)「介護老人保健施設」及び「障害福祉サービスの提供事業所」の事業所が ある法人の場合
    - → 介護保険課及び障がい福祉課の所管となるため、2つの申請書に分けて、別々の窓口(この場合は、介護保険課及び障がい福祉課)にて申請手続きをする必要があります。
- Q3 交付決定前に導入した省エネ設備は、補助対象になりますか?
- A3 交付決定前に購入したものについては、補助対象外となります。必ず、交付決定後に購入手続きを行ってください。
- Q4 申請手続きはいつまでですか?
- A4 令和5年12月28日(木)までとなります。
- Q5 いつまでに納品する必要がありますか?
- A5 令和6年2月29日(木)までに納品する必要があります。なお、「実績報告書兼請求書」を令和6年2月29日(木)までに提出する必要があります。
- Q6 「交付申請書」に添付する資料は、具体的にはどのようなものが必要ですか?
- A6 (1)購入する補助対象品目の詳細が分かる書類
  - →見積書又はカタログや広告などの写し(型番が分かるもの)
  - (2)補助対象経費が確認できる書類
    - →見積書又はカタログや広告などの写し(金額が分かるもの)
  - (3)空調機、給湯器、LED照明については、既に所有する電気機器の型番が分かる書類
  - →製品の取り扱い説明書があればその写しを添付してください。 ない場合は、型番が分かる写真等を添付してください。

- (4)電気自動車の場合は、既に所有する自動車の下取り価格が分かる書類
- Q7 「実績報告書兼請求書」に添付する資料は、具体的にはどのようなものが必要ですか?
- A7 (1)補助対象経費の金額が確認できる書類
  - →領収書の写し
  - (2)補助対象経費の支払いが確認できる書類
    - →領収書の写し(ネットで購入した場合は、支払いが分かるもの)
  - (3)設備の設置状況が確認できる写真
    - →納品した補助対象品目の写真
    - ※ 納品した補助対象品目の型番が分かる書類(製品保証書の写しなど) を提出していただきます。
    - ※ 複数の事業所に導入した場合、どの事業所に設置したものなのか分かるようにしていただく必要があります。
- Q8 事業所に複数台の省工ネ設備を導入する場合、事業所あたりの補助上限はありますか?
- A8 各補助対象品目(要綱別表2のとおり)の1台あたりの補助上限額はありますが、事業所としての総額の上限はありません。また、各補助対象品目を組み合わせて導入することも可能です。
- Q9 補助対象品目の確認方法はどう行うのですか?
- A9 「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている「●e」の省エネマークがついている製品が対象となります。
- ※「○e」の省エネマークは対象外となりますので、御注意ください。



- Q10 エアコンについては、「省エネ型製品情報サイト」には、「2027年基準」のものと「2010年基準」の2種類が掲載されていますが、どちらを参照すれば良いのでしょうか?
- A10 エアコンについては、次のとおりの取り扱いになります。

- ①「2010年基準」
  - 本補助制度が開始する時点(令和5年7月)の基準であるため、A8のとおり、緑色のマークが表示されたものが補助対象となります。
- ②「2027年基準」
- 新しい基準のものであり、より高い水準となるため、「省エネ型製品情報サイト」の一覧表に掲載されているものが補助対象となります。(この場合は、緑色のマークが掲載されていなくても可とします。)
- Q11 エアコン、給湯器、LED 照明機器は、省エネ型製品情報サイトに記載された 緑色のマーク(省エネ基準達成率 100%以上)の製品であれば、全て家庭用と して対象となりますか?
- A11 対象となりますが、石油給湯器は対象外です。
- Q12 既存の LED 照明機器、エコキュートの更新でも対象となりますか?
- A12 省エネ型製品情報サイトに緑色のマーク(省エネ基準達成率 100%以上)の製品であれば、対象となります。
- Q13 LED照明機器については、電球型のものも対象になりますか?
- A13 「省エネ型製品情報サイト」の基準を満たすものであれば、補助対象となります。
- Q14 エアコンの更新は購入後何年以上経過したものが対象のような条件はありますか?
- A14 現在使用されているエアコン等の機器について、特に条件は設けていません。
- Q15 電気自動車以外の品目について、国や県等の補助金制度がある場合に、平 塚市の事業にも重複して申請することは可能ですか?
- A15 国から交付される補助制度とこの補助金の併給はできません。県に同様の 補助制度がある場合は、県の補助金とこの補助金の併給は可能です。
- Q16 太陽光発電、蓄電池を設置していますが更新する場合も対象となりますか?
- A16 太陽光発電設備、蓄電池については、新規に設置する場合が対象です。ただし、既設の太陽光発電設備に、新たに蓄電池を設置する場合、蓄電池は補助対象となります。

なお、太陽光発電設備があり、さらに増設する場合、その部分についても補助対象とします。

- Q17 太陽光発電の余剰電力は全量売電したいので、蓄電池の設置は行いません が対象となりますか?
- A17 余剰電力の用途については、特に条件を付しません。ただし、太陽光発電で発電された電力を自家消費せず、全量を売電する場合は、本補助金の趣旨に 沿わないので、対象外とします。
- Q18 太陽光発電1kwに対して蓄電池〇kw以上を設置しなければいけない基準 はありますか?
- A18 基準はありませんが、発電量や施設の使用電力量に見合った蓄電容量の電池でなければ、いたずらにコストが嵩むため、必要な容量の蓄電池を導入してください。
- Q19 LED 照明機器は照明の明るさなどを自動で調整する機能を有するものは 対象外となる理由はなぜですか?
- A19 明るさなどを自動で調整する機能が付いた機種は、業務用を前提とした機種と考えられるため、この補助金では対象外とさせていただきます。
- Q20 エアコンなどの省エネ家電については、買い替えの場合が対象となりますが、撤去費用は補助対象となりますか?
- A20 買い替えのために既存の家電を撤去する費用についても、補助対象となります。この場合、「交付申請書」及び「実績報告書兼請求書」に撤去費用が分かる資料を添付してください。
  - (例)見積書及び請求書に撤去費用を含めて表記してもらう。(内訳の表記)
  - (例)撤去する既存のエアコンの設置場所と新しく設置するエアコンの設置場所 が一致していることが分かる図面を添付する。
- Q21 エアコンを買い替えた際に、配管に化粧カバーを設置する必要がある場合は、補助対象になりますか?
- A21 本補助金を活用して導入したエアコン等の省工ネ設備を設置するために付随する工事費用であれば、化粧カバー等も補助対象となります。この場合、「交付申請書」及び「実績報告書兼請求書」に付随工事に係る費用が分かる資料を添付してください。
  - (例)見積書及び請求書に化粧カバーの費用を含めて表記してもらう。(内訳の

表記)

- (例)新しく設置するエアコンに伴う付随工事であることが分かる写真等を添付する。
- Q22 電気自動車については、カーナビ等がパッケージオプションされているものがほとんどですが、このオプションは補助対象となりますか?
- A22 パッケージオプションであれば、補助対象となります。
- Q23 空調機や給湯機、LED照明機器は、なぜ、業務用ではなく家電が補助対象なのでしょうか?
- A23 大きな施設では、太陽光発電を導入し、自家消費することで購入する電力 を減らしていただきたいと考えています。また、太陽光発電設備を導入しに くい比較的規模の小さな施設では、省エネ家電を導入することで、使用する 電力を減らし、コストの縮減と脱炭素につなげていきたいと考えています。
- Q24 産業振興課で実施している中小事業者向けの補助事業である「平塚市脱炭素設備投資促進補助金」「平塚市電気自動車等導入支援補助金」との併用は可能ですか?
- A24 補助要件を満たす場合には、産業振興課が実施している補助金との併用が可能です。なお、併用する場合は、産業振興課の補助事業の補助金額を本補助金の補助対象額から差し引いた上で申請していただくことになりますので、御注意ください。

(例)

電気自動車(EV)の購入で併用する場合

- ·EV購入額 300万円
- ・下取り額 150万円
- ·平塚市電気自動車等導入支援補助金 20万円
- 3,000,000 円−1,500,000 円=1,500,000 円(下取り額との差額)

平塚市電気自動車等導入支援補助金分を差し引く 1,500,000 円-200,000円=<u>1,300,000円(補助対象額)</u>

1,300,000 円×3/4=975,000 円(補助額)